

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日の翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 子官ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則
- ◇訓令 鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表商工労働部の項中「失業保険課」を「雇用保険課」に改める。

第十一条職業安定課の項第五号中「失業保険課」を「雇用保険課」に改める。

第十一号中「失業保険」を「雇用保険」に改め、同項第三号中「失業保険特別会計」を「労働保険特別会計(労災勘定に係るものを除く。)」に改め、同項第四号中「失業保険業務」を「雇用保険業務」に、「失業保険適用事業所」を「労働保険適用事業所」に改め、同項第五号中「失業保険業務」を「雇用保険業務」に改め、同項第六号を削る。

第十二条農産園芸課の項第四号中「及び果樹試験場」を「果樹試験場及び果樹技術講習所」に改める。

第十八条の表中

鳥取県交通
安全対策会
議

交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)第十六条第二項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的

交通安全対策課

を

鳥取県医療	鳥取県土地 利用審査会	鳥取県国土 利用計画地 方審議会	鳥取県交通 安全対策会 議	
鳥取県医療扶助審議会条例（昭和三十年四月鳥取県条例第十八号）第一条及び第二条の規定による医療扶助の適正な実施	国土利用計画法第三十九条第二項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第二項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第十六条第二項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務
		土地対策室	交通対策課	

に、

鳥取県婦人 更生資金運 営委員会	鳥取県婦人 更生資金運 営委員会	鳥取県医療 扶助審議会	扶助審議会
鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第八号）第三条の規定による更生資金運営の大綱、貸付の可否、延滞利子の免除、償還金の支払猶予、一時償還及び貸付の停止について、知事の諮問に応じ意見を答申する	鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第八号）第三条の規定による更生資金運営の大綱、貸付の可否、延滞利子の免除、償還金の支払猶予、一時償還及び貸付の停止について、知事の諮問に応じ意見を答申する事務	鳥取県医療扶助審議会条例（昭和三十年四月鳥取県条例第十八号）第二条の規定による要保護者の入院医療の要否その他医療の給付に関する事項の審議に関する事務	を図るため要保護者の入院医療の要否その他医療の給付に関する事項の審議に関する事務

を削

に改め、

を

事務

第四十七条の二の表中

鳥取県立東部特別養護老人ホーム	鳥取市
-----------------	-----

鳥取県立東部特別養護老人ホーム	鳥取市
鳥取県立中部特別養護老人ホーム	倉吉市

に改める。

第七十九条の表鳥取県立中央病院の項中

内 科

内 科	神 経 科	呼 吸 器 科	消 化 器 科	循 環 器 科
-----	-------	---------	---------	---------

に、

整 形 外 科

を

整 形 外 科	脳 神 経 外 科
---------	-----------

に、

麻 酔 科

を

麻 酔 科	歯 科
-------	-----

に改め、同表鳥取県立厚生病院の項

中

皮 膚 泌 尿 器 科

を

皮 膚 科	泌 尿 器 科
-------	---------

に、

放 射 線 科

を

放 射 線 科	麻 酔 科
---------	-------

に改める。

第三百十条の表中「行なう」を「行う」に改め、同表の鳥取県立農業指導者養成所の項の次に次のように加える。

鳥取県立果樹技術講習所	東伯郡赤碕町	果樹の栽培管理に必要な知識と技術を授け、農村中堅実務者の養成を行うこと。
-------------	--------	--------------------------------------

附 則

1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 鳥取県文書管理規則（昭和四十三三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第十三条関係）」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二（第三十三条関係）」に改め、

同表の表中「失業保険課 失」を「雇用保険課 雇」に改める。

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十八号

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則（昭和四十三年四月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「六百円」を「千五百円」に、「三百円」を「七百五十円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二号

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十年三月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員研修規程（昭和四十七年七月鳥取県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（一般研修の課程及び対象職員）

第三条 一般研修は、新規採用職員研修課程、初級吏員研修課程、中級吏員研修課程、上級吏員研修課程、監督者研修課程及び管理職員研修課程に区分して行う。

2 前項の研修課程の対象となる職員の範囲は、それぞれ職員の職務、在職年数等を基準にして自治研修所長（以下「所長」という。）が別に定める。

第四条第一項中「自治研修所長（以下「所長」という。）」を「所長」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十年四月一日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 指導課の指導主査、高校教育係長及び指導主事、同和教育課の指導係長及び指導主事並びに体育保健課の指導主査、体育係長及び指導主事

第二条第二項第二号を次のように改める。

二 指導課の指導主査、義務教育係長及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、成人教育係長、青少年教育係長及び社会教育主事、同和教育課の指導係長及び指導主事並びに体育保健課の指導主査、体育係長及び指導主事

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二

十二号）の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中

同 課

長
を
課
長
に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。